

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 利根川上流域の減災に係る取組方針

～今後の予定について～

平成30年6月22日

利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

今後の予定(当面のスケジュールとフォローアップ)

平成27年9月 関東・東北豪雨において多数の孤立者が発生したこと等を受け、利根川上流域における堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、関係機関が連携・協力して減災のための対策を推進するため、国、都県、(独)水資源機構、市区町等からなる「利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下、「協議会」という。)を平成28年5月31日に設立した。

協議会は複数の氾濫ブロックをまとめた全体を対象とするが、氾濫ブロックごとの地域の実情に応じて適切に検討を行うため、協議会に部会を置き、協議会で作成した取組方針を踏まえたブロック計画を作成している。

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針及びブロック計画を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

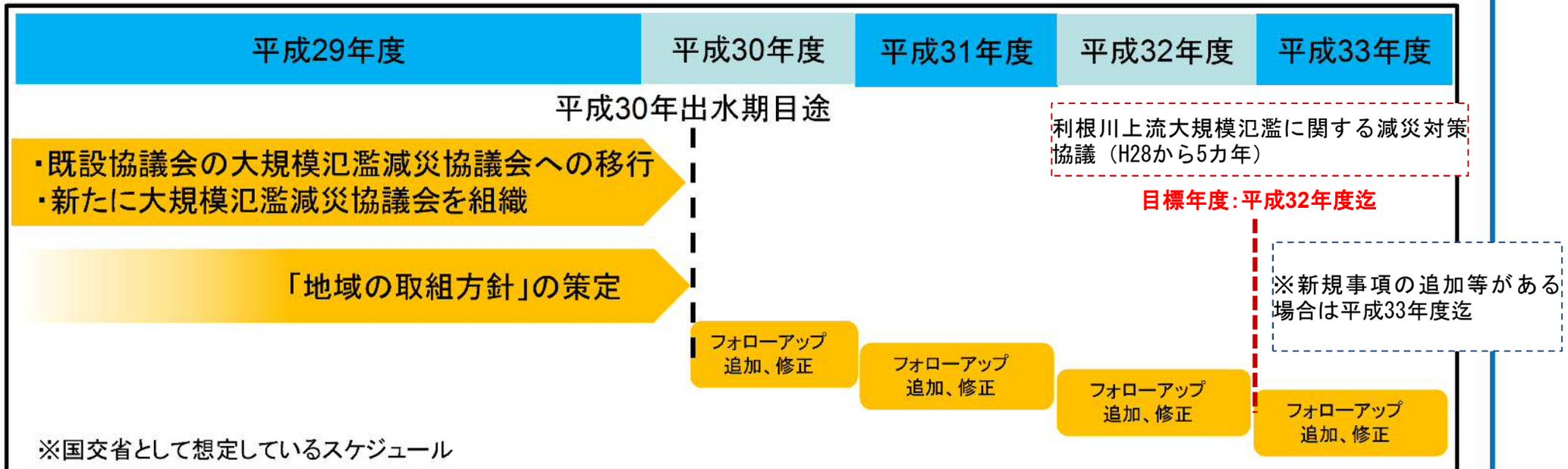
なお、平成29年7月に想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域が公表となった。新たなリスクに対する課題を共有し、「水防災意識社会再構築」に向けた緊急行動計画を踏まえ、地域の取組み方針について必要に応じて見直しを行う。

協議会を構成する各機関は、取組方針の進捗状況を踏まえ、水防災意識社会再構築に向けた取組をさらに充実させていくものとする。

今後の予定(当面のスケジュールとフォローアップ)

当面のスケジュール

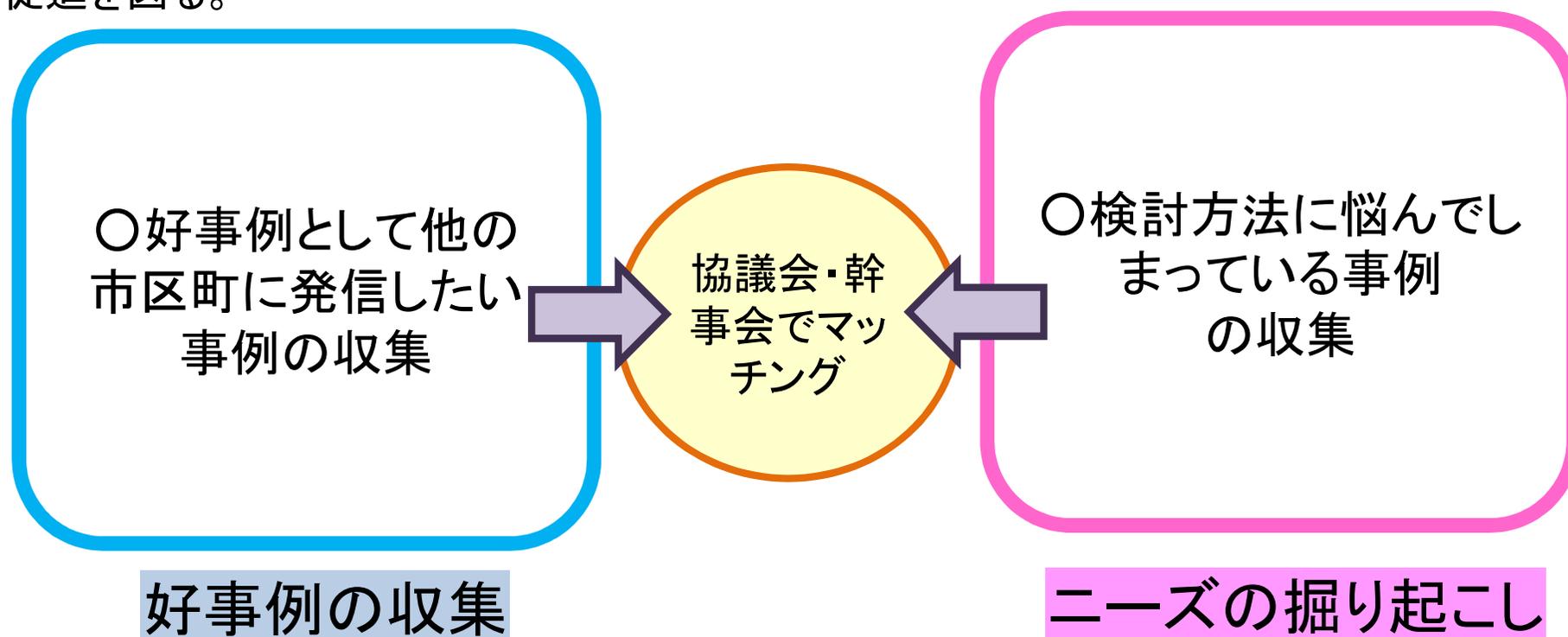
- 平成30年出水期までを目途に、国管理河川、都道府県管理河川の全ての対象河川において、大規模氾濫減災協議会を組織し、「地域の取組方針」を取りまとめることを目標に取組を実施。



今後の予定(関係機関の意見交換・連携)

今回、自治体独自の好取組事例について、情報提供を行った。非常に参考となる取組を行っており、今後も減災対策協議会の中で**情報交換、情報共有を進め、地域全体の防災力の向上**を図っていく。

フォローアップ調査の中で、『好事例として他市町に発信したい事例』だけではなく、『検討方法に悩んでしまっている事例』についても聞き取りを行い、協議会・幹事会においてマッチングを行って連携の促進を図る。

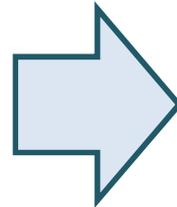


自治体が連携して取り組めるメニューの掘り起こし方法のイメージ

今後、充実させていく必要がある主な取組

水防法改正によって見直された要配慮者利用施設管理者の避難確保計画作成の義務化、浸水実績等の把握周知やさらに今後充実が必要な主な取組

NO.	主な取組
22	大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進
28	タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
26	広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知
24	氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定
32	教員を対象とした講習会の実施
11	まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充
20	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進
25	広域避難のための避難場所の確保
33	小中学生を対象とした防災教育の実施
45	庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化
47	関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成
50	水害に対応した企業BCP策定への支援



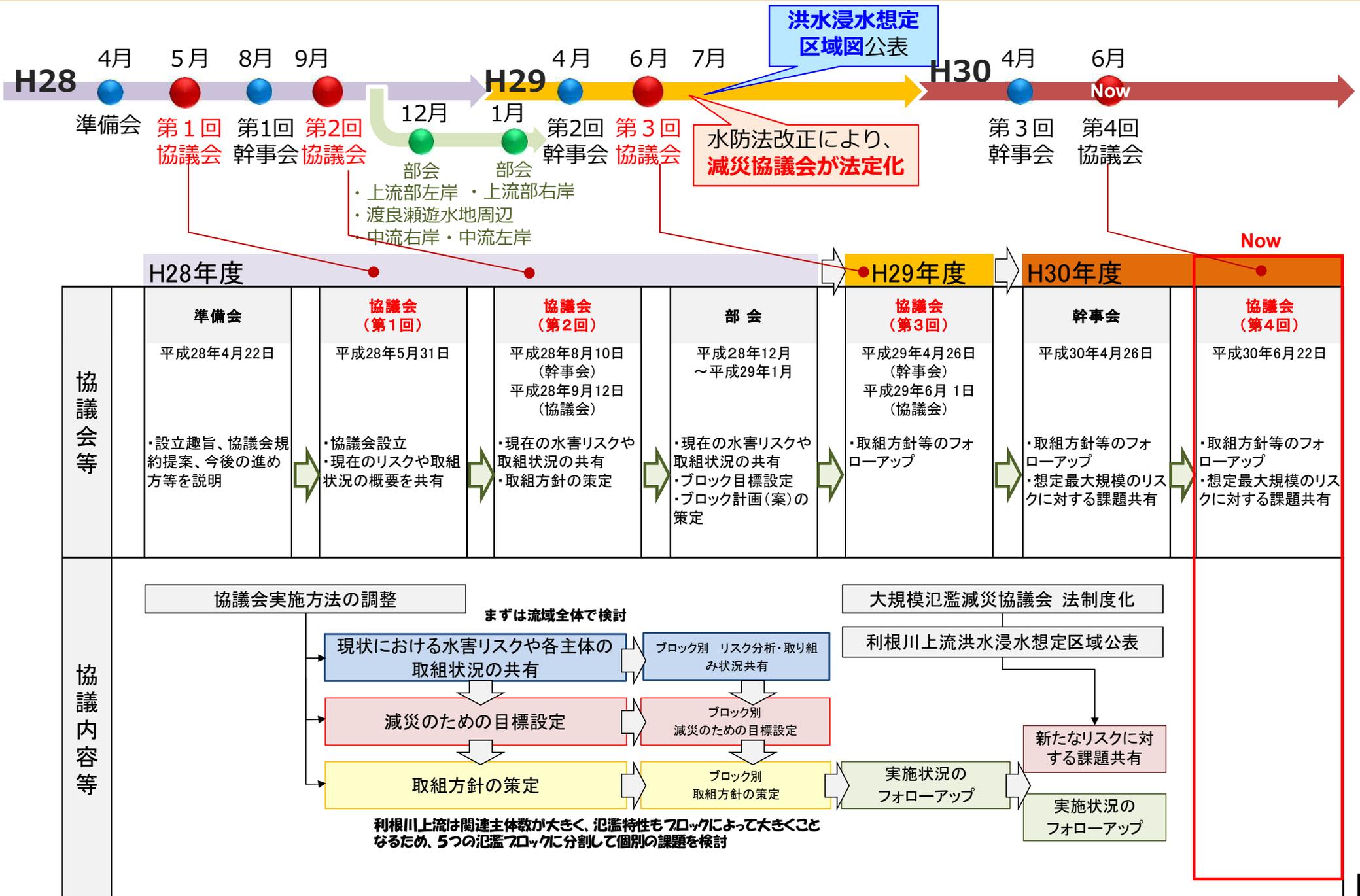
➤ 課題整理のためのアンケート調査の実施

利根川上流域の減災に関わる各種取組をさらに充実させていくため、現状の課題等について、自治体を対象としたアンケートを予定しております。
ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【アンケート調査の概要】

- 主に未着手率が高い取組項目や、達成率が低い取組項目を対象として実施
- 主なアンケート内容
 - 未着手項目の今後の予定（H30、H31以降）
 - 取り組みが進まない項目についての課題
 - 取り組みを促進する上で必要な対策
 - 取り組みが進んでいる項目についての情報提供できること（予算確保や工夫点など）
- 時期：平成30年8月～10月を予定

利根川上流大規模氾濫に関する減災対策協議会及び部会の経緯



『水防法等の一部改正』及び『「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画』策定の背景と必要性について（平成29年6月）

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

▶ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、
同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

【平成27年9月 関東・東北豪雨】

【平成28年8月 台風10号】



減災のための目標

◆5年間で達成すべき目標

利根川上流河川事務所管内の大規模水害に対し、「**逃げ遅れゼロ**」、「**社会経済被害の最小化**」を目指す

※大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ……立退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化…大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

◆上記目標達成に向けた3本柱の取組み

利根川等における災害防止を目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、以下の取組を実施。

1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な**避難行動のための取組**
2. 洪水氾濫における被害の軽減、避難時間の確保のための**水防活動の取組**
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための**排水活動の取組**

概ね5年で実施する取組

主な取組方針 ハード対策

①洪水を河川内で安全に流す対策

- ⇒堤防高や堤防断面、河道断面が不足している区間の整備促進
- ⇒堤防及び基礎地盤の浸透対策の整備促進

②危機管理型ハード対策

- ⇒堤防天端の保護、裏法尻の補強等、危機管理型堤防の整備

③避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- ⇒雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備
- ⇒簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置
- ⇒防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等
- ⇒河川防災ステーションや避難地盛土の整備
- ⇒水防活動を支援するための水防資機材等の配備
- ⇒庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化
- ⇒対策本部、警戒本部等における情報収集・伝達設備の整備
- ⇒排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策

主な取組方針 ソフト対策

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- ⇒住民等の避難行動につながる分かりやすいリスク情報の周知
- ⇒避難計画、情報伝達方法等の改善
- ⇒企業防災等に関する事項
- ⇒広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等
- ⇒避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成
- ⇒防災教育や防災知識の普及

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

- ⇒より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組

- ⇒氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用
- ⇒緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施
- ⇒BCP(業務継続計画)に関する事項
- ⇒生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申),平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申),平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1)水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

(2)円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進:国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保:平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等 (他4項目)

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知:平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進:平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 (他2項目)

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計:国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策:国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (他1項目)

(6)減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援:防災・安全交付金による支援 　・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援:平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

(3)的確な水防活動のための取組

①水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検:毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実:水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)

②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達:各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実:耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善:平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定:浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5)河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備:国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進:「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等 (他3項目)

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

- ・流木による流下障害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(主な取組)

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年出水期までに、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	・毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表		



協議会の開催状況

＜協議会での取組事項＞

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了(平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し)
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川全ての沿川市町村で避難勧告着目型の水害対応タイムラインを作成	毎年、出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成

水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」をとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」をとりまとめ	平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知)			

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催	平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画を検討・作成。とりまとめた知見については協議会等の場で共有。	・平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有		

防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	・平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援 ・国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有			引き続き、防災教育の実施を支援	